

公益社団法人神奈川労働安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局雇用環境・均等部長



神奈川働き方改革推進支援センター事業の周知等について（御協力依頼）

平素より、働き方改革の推進に当たり、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
平成31年4月からの「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の順次施行に伴い、事業主には制度改正や雇用管理の見直し等が求められているところです。

これに関して、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者を含む事業主の皆様を支援するため、「神奈川働き方改革推進支援センター」を設置しています。

令和2年度の委託先はランゲート株式会社となり、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について、無料で下記の支援を行っています。

つきましては、神奈川働き方改革推進支援センターについて貴団体ホームページへのリンクや広報紙への掲載等による会員への周知に加え、セミナー等への説明者派遣や資料配布、出張相談窓口の設置など、センター事業の御利用につきましても御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知資料及び広報文例を同封しておりますが、各データが御入用であれば、事務担当までお問い合わせください。

記

- 1 委託先 ランゲート株式会社（本社：京都市中京区泉正寺町328西川ビル4階）
- 2 センター 神奈川働き方改革推進支援センター
住所：横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F
TEL：0120-910-090
<http://神奈川働き方改革推進支援センター.site>
- 3 支援内容 企業向け：相談対応（電話・メール・来所、企業訪問）
団体等向け：セミナーや勉強会への説明者派遣、出張相談窓口の設置等

〔事務担当〕 神奈川労働局
雇用環境・均等部企画課 荒井
TEL 045-211-7357
Mail : 14roudou@mhlw.go.jp

<原稿文例>

神奈川県働き方改革推進支援センターをご利用ください

社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が、過重労働対策、同一労働同一賃金対応、賃金規定見直し、労働関係助成金の活用などのお悩みに無料でお答えします。

【相談方法】 電話・メール・来所での相談、企業訪問

【受付時間】 午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く。）

神奈川県働き方改革推進支援センター [厚生労働省神奈川県労働局委託事業]

TEL : 0120-910-090 FAX : 0120-971-030

Mail : hatarakikata@mb.langate.co.jp

住所 : 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階

<http://神奈川県働き方改革推進支援センター.site>